

# 令和5年度電動車普及促進イベント開催事業委託業務仕様書

## 1 業務名

令和5年度電動車普及促進イベント開催事業委託業務

## 2 目的

県民の電気自動車（EV）等の電動車への理解を深め、ガソリン車等から電動車への早期の切り替えを促すため、展示・試乗体験等を行うイベントを開催する。

## 3 委託上限額

5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格ではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）までとする。

## 5 業務の内容

県民向けに電動車の普及促進を図るイベントを2日以上実施すること。

ただし、1日は以下に示す必須イベントを実施することとし、その他1以上のイベントを提案すること。（なお、必須イベントを2日間連続で実施する提案も可とする。）

### (1) 必須イベント

#### ① イベントの要件

ア 開催時期：令和5年10月～12月頃の土日祝日

イ 開催場所：多くの来場者が見込める会場

例）大型商業施設等

※県で、令和5年11月23日（木）にエミフルMASAKI（フローラルコート及びフローラルゲート噴水前）を仮押さえしており、当該場所の利用可能。

ウ 対象者：県民

エ 参加費：無料

オ 主な内容

	項目	内容
1	ディーラー等による電動車の展示	・出展事業者については、県と協議のうえ、決定することとする。決定後の出展事業者とのイベント当日までの調整は受託者が行うこと。 ・展示車両は電気自動車を中心とした電動車（電気

		自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車など) とすること。
2	電動車の試乗体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試乗のために車両が会場を出入りする際の安全確保を行うこと。</li> <li>※会場によっては、試乗が出来ない場合があるが、その場合は、代替案を示すこと。(エミフル MASAKI は試乗不可。)</li> <li>(例) ・別イベントでの試乗体験の実施</li> <li>・ディーラーと連携した試乗モニター実施</li> </ul>
3	その他(各企業、団体の展示・体験コーナー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども(小学生程度)が気軽に体験できる内容を企画・提案すること。</li> <li>(例) ・エコドライブシミュレーター体験コーナー</li> <li>・給電デモンストレーション</li> <li>・RCカーを使用した燃料電池教室 など</li> </ul>

## ②基本事項

- ア 運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- イ 準備から開催までのスケジュール調整及び出展事業者・関係機関等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理等、全ての業務運営を県と協議の上行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。

## ③来場者の確保

- ア 来場者数を確保するため、新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等効果的な広報・周知方法について提案すること。

## ④会場関係

- ア 契約後、会場の使用を受託者が決定し、使用に係る手続きを行うこと。
- イ 会場の装飾・音響、会場の案内看板等の設営及び撤去等を行うこと。
- ウ 設営・撤去などの作業時間等については、会場管理者と協議調整を行うこと。
- エ イベント実施時の通路確保に留意するとともに、必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- オ 各テナントの営業を妨げないよう配慮すること。
- カ 事故発生時に対応可能な救急病院等を調査し、運営マニュアルに掲載しておくこと。

## (2) 独自イベント

- 必須イベントのほか、電動車の普及促進につながるイベントを1以上提案すること。
- (例) EVシンポジウム(講演会、試乗体験等)

なお、必須イベントの内容を2日間連続で実施する提案も可とする。

- (3) 委託料には、会場設営費、スタッフ人件費、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板等装飾物作成費、チラシ等印刷費等のイベント運営に係る一切の経費を含むこと。

- (4) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

## 6 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにイベントの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転する。
- ・広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後 1 年間とする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。